第九十八条の三第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「本節」を「この節」に改め、同項ただし書中「但し、第九十二条第四項から第六項まで」を「ただし、第九十二条第三項から第五項まで」に改める。

第九十八条の四中「、条例制定又は改廃請求のための署名収集委任届出書」を削る。

第九十九条の表第九十二条第三項の項を削り、同表第九十二条第四項及び第五項の項中「第九十二条第四項及び第五項」を「第九十二条第三項及び第四項」に改める。

第百条の表第九十二条第三項の項を削り、同表第九十二条第四項及び第五項の項中「第九十二条第四項及び第五項」を「第九十二条第三項及び第四項」に改め、同表第九十四条第一項の項、第九十六条第一項の項及び第九十七条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改める。

第百六条の表以外の部分中「、第四十九条」の下に「、第四十九条の三」を、「第五十三条第一項（」の下に「同令」を加え、同条の表第四十一条第四項の項中「〇の記号」を削り、「賛否」の下に「又は」を加える。

第百八条第一項の表第四十六条第一項の項の次に次のように加える。

第四十六条の二第一項	条例で	選挙管理委員会が
	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄	普通地方公共団体の議会の解散に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に〇の記号を、これに反対するときは反対の記載欄
第四十六条の二第二項	第四十八条第一項	地方自治法第八十五条第一項において準用する第四十八条第一項
	当該選挙の公職の候補者の氏名	賛否
	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名	が指示する賛否
	公職の候補者一人に対して	の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に
	第六十八条第一項第一号	同法第八十五条第一項において準用する第六十八条第一項第一号
	「公職の候補者の氏名」	「賛否をともに」
	公職の候補者に対して〇の記号	賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも〇の記号を
	公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。	賛否のほか、他事を記載したもの
	公職の候補者の氏名を自書しないもの	賛否を自書しないもの
	公職の候補者の何人	賛否
	公職の候補者のいずれに対して〇の記号	賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して〇の記号を記載したか
	第六十八条第一項第四号	賛否をともに
	第百八条第一項の表第二百三十七条の二第一項の項を次のように改める。	
第二百三十七条の二第一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	賛否又は
	指示する	指示に従い

第百八条第一項の表第二百六十三条の項を削る。

第百九条中「第四十六条の二」を「第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）」に改め、「第四十八条の二第二項（」の下に「同法」を加え、「第六十八条第一項第二号から第五号まで」を「第六十八条第一項第二号、第三号、第五号」に、「第二百六十三条第四号（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第四号の二、第四号の三及び第五号の二から第十二号まで、第二百六十四条第一項から第三項まで」を「第二百六十三条、第二百六十四条第一項第一号（公職選挙法第二百六十三条第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。）、第二項及び第三項」に改め、「同条第二項（」及び「第二百七十条の二（」の下に「同法」を加える。

第百十条の表第九十二条第三項の項を削り、同表第九十二条第四項及び第五項の項中「第九十二条第四項及び第五項」を「第九十二条第三項及び第四項」に改め、同表第九十四条第一項の項、第九十六条第一項の項及び第九十七条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改める。

第百十三条中「、第六十八条第一項第二号及び第六号ただし書」を削る。

第百十四条の表以外の部分中「、第四十九条」の下に「、第四十九条の三」を、「第五十三条第一項（」の下に「同令」を加え、同条の表第四十一条第四項の項中「〇の記号」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の議会の議員の氏名」を「賛否又は」に改め、同表第五十六条第一項及び第二項の項中「普通地方公共団体の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十六条第四項の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十六条第五項の項中「選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の項中「普通地方公共団体の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の二の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の議会の議員の氏名」を「賛否」に改める。

第百十五条第一項の表第四十六条第一項の項中「普通地方公共団体の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十六条の二第一項	条例で	選挙管理委員会が
	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄	普通地方公共団体の議会の議員の解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に〇の記号を、これに反対するときは反対の記載欄